横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2695号)

令和3年11月30日

横情審答申第2695号 令和3年11月30日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成31年4月5日戸生支第2700号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「扶養援助のお願い(平成24年2月17日付け戸保護第21659号)」、「扶養照会出力記録(平成24年2月13日付け、平成24年2月17日付け)」及び「ケース記録(平成24年1月以降現在まで)」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース記録(平成24年1月以降現在まで)」の保有個人情報を一部 開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示す べきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生活保護に関する記録(平成24 2012年1月以降現在) 〇口頭での指導、指示の記録 〇指導、指示書 〇外部(実施機関外)の機関・個人 への照会、問い合わせ について、その宛先と結果(内容)」の個人情報本人開示請 求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成30年12月4日付で行った 「ケース記録(平成24年1月以降現在まで)」(以下「本件保有個人情報」という。) の個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというもの である。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号、 及び対応内容については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示 することにより特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当し、非 開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第754号、第1241号及び第1389号(以下「先例答申」という。)では、生活保護ケースファイルの内容を以下の5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

分類① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定、変更に係る記録その他の 客観的事実(病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く)

分類② 本人との応対内容

分類③ 医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

分類

④ 本人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容

分類⑤ 本人に対する指導、援助方針

先例答申では、分類②から④までの情報については、開示すると、本人の認識と 異なっていた場合、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、本人に係る生活保 護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示 しないことができるとしている。

本件保有個人情報のうち、「審査請求人との対応内容」については、分類②に当たる。

審査請求人との対応内容は、担当ケースワーカー等が今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容が記載されており、審査請求人と認識が異なっていた場合、これを開示することにより、担当ケースワーカー等と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

本件保有個人情報のうち、「訪問格付け、審査請求人に対する評価・判定・所見 及びそれに関する協議内容」については、分類④に当たる。

その内容が、審査請求人の認識と異なる場合、これを開示することにより、戸塚 区福祉保健センターと審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導が困 難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ があることから、本号に該当し、非開示とした。

本件保有個人情報のうち、「関係者、関係機関から得られた情報及びそれに関する連絡調整内容」については、分類③に当たる。

生活保護業務を進める中で、担当職員が関係者、関係機関から協力を得て収集した情報や当該関係者、関係機関と調整した経過が記録されており、要保護者等の第 三者には開示しないことを前提に情報を提供され、又は連絡調整に応じた内容である。

このような個人情報を開示すれば、戸塚区福祉保健センターと関係者、関係機関との関係が損なわれ、今後、生活保護の実施に必要な個人情報を得るのに、関係者、関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じ、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、審査請求書(補充書)、反論書及び意見書において主 張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) ケース記録の非開示部分、理由に不服がある。
- (3) 条例上の訂正請求権、利用停止請求権行使のため、必要である。
- (4) ケース記録の非開示部分を元に作成された、保護課係長A氏作成の「本人陳述書」には、区職員と審査請求人との間の、単なる認識の齟齬とはとうていいえない、事実と異なる記載が多数存在した。同記録非開示部分において、上記権利の行使が必要な記載が多数存在することが確実である。
- (5) ケース診断会議録は、上記に基づいてなされた診断等をもとに作成されたものである。
- (6) 親族等の個人情報は、連絡をとる必要が生じる場合に備え、開示を求めるものである。
- (7) 非開示とする理由の主たるものに、生活保護実施機関と審査請求人との間の信頼 関係が損なわれ、生活保護の実施に困難を来す恐れが生じることを挙げるが、横浜 市に対しては、生活保護事務に関する訴訟等をすでに提起しており、法令の予定す る上記内容は、市と審査請求人の間においては妥当しない。
- (8) 記録の非開示部分の開示に基づき、審査請求人において上記権利が行使されない以上、生活保護実施担当者と審査請求人との間に認識の齟齬が生じ、円滑なコミュニケーションが困難な事態が起こりうるのは必至である。
- (9) 本件に続いて、特定年月日付で行った審査請求書の理由として記載したが、ケース記録には、審査請求人の預かり知らぬ「主治医の所見」なるものが含まれていることが明らかになっており、ケース診断会議もこの所見に基づいているはずである。
- (10) 横浜市に対しては、大きく分けて以下の3つを内容とする訴訟を提起している。
 - ア 生活保護受給申請前の相談、生活保護実施における説明義務をめぐるもの。
 - イ 就労指導に関する指導・指示違反を契機とする停止・廃止をめぐるもの。
 - ウ 受給開始後に就労した勤務先における「いやがらせ」、および退職後の個人情報の無断掲載 (インターネット上) に関するもの。

(ウについても、相手は横浜市である。)

本件審査会においては、上記裁判資料を、審査請求書(同理由書)、反論書の引

用文書として、横浜市より提示いただくことを強く希望する。

上記には、審査請求書において指摘した通り、ケース記録等に基づいて作成された、戸塚区役所職員の「本人陳述書」(作成者 A係長、当時)、その「間違い」(事実と異なる部分)を指摘した文書(審査請求人作成)、根拠となる録音テープ等が含まれる。

また、生活保護受給に至った経緯や、市長の認識等も上記より確認できるからである。

(11) ケース診断記録は、ケース記録と一体のものであり、ケース記録において上記 (10)に記載の事情(虚偽記載)がほぼ明らかである以上、診断記録においても、重 大な決定が事実誤認によってなされている可能性が大きい。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法 (昭和25年法律第144号)に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について、要保 護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定 後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、 被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに 必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録 等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 実施機関が本件保有個人情報として特定した保有個人情報には、審査請求人に 対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルにつづられた ケース記録のほか、実施機関が審査請求人その他関係者等とやり取りした書類が 含まれている。

ケース記録は、生活保護申請に係る書類、生活保護総合相談票、面接記録票、 開始記録票、経過記録票、基準改定シート、資産台帳及び他法台帳(経過記録票 から他法台帳までを総称して、以下「本件経過記録票等」という。)から構成さ れており、そこには、生活保護申請前の相談内容、生活保護申請内容、生活保護 申請時の面接内容、世帯状況、生活歴、収入状況、資産負債の状況等の生活保護 の開始に係る調査の経過及び結果並びに生活保護の開始後の面接及び訪問の経過 並びに被保護者に対する支援等の経過が記録されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、生活保護総合相談票に記録された審査 請求人以外の個人の氏名、審査請求人との関係、住所、電話番号及び審査請求人 以外の個人とやり取りした情報、面接記録票に記録された相談歴、扶養義務者の 住所、職業、家族構成、扶養照会の回答状況及び回答内容、経過記録票に記録された扶養義務者等審査請求人以外の個人とやり取りした情報並びに資産台帳及び 他法台帳に記録された地区民生委員の電話番号(これらを総称して、以下「非開 示情報1」という。)を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。 また、生活保護総合相談票、面接記録票、開始記録票及び経過記録票に記録され た審査請求人との応対内容(以下「非開示情報2」という。)、生活保護総合相 談票、面接記録票、開始記録票等に記録された訪問格付を含 む審査請求人に対する評価・判定・所見並びにそれに関する協議内容(以下「非 開示情報3」という。)並びに経過記録票に記録された関係者から得られた情報 及びそれに関する連絡調整内容(以下「非開示情報4」という。)を同条第7号 に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

生活保護申請に係る書類及び審査請求人その他関係者等とやり取りした書類については、全部を開示している。

ウ なお、実施機関は、本件処分時に本件保有個人情報以外の保有個人情報についても一部開示とする決定をしており、実施機関から本件処分と併せて当該決定についても諮問がなされているが、審査請求書等の内容から本件審査請求は、本件保有個人情報に限る申立てであると考えられる。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開

示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、 本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規 定している。

イ 当審査会が見分したところ、非開示情報1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性についてであるが、非開示情報1のうち、扶養義務者の住所及び家族構成については、審査請求人本人との親族関係から、審査請求人が法令等の規定により知ることのできる情報ではなかった。また、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報でもない。よって、法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

その余の部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報2について

当審査会が見分したところ、非開示情報2は、担当ケースワーカー等と審査請求人とのやり取りの記録であって、これらの情報は、長時間かつ多岐にわたる審査請求人とのやり取りの全てを記録しているものではなく、担当ケースワーカー等が今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容が記録されていることが認められた。そのため、当該記載内容には作成した担当ケースワーカー等の評価や認識が反映されていると考えられる。

これらの情報を審査請求人に開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、 担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人 との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくな ることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助 が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じる おそれがあると認められる。

さらに、非開示情報2を審査請求人に開示することとなると、審査請求人と認識が異なっていた場合に信頼関係が損なわれることを恐れて、担当ケースワーカー等が、詳細かつ必要な情報を記載することを控えることによって、適正かつ継続的に案件を把握していくことが困難となるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、非開示情報 2 を開示すると、生活保護事務の適正な遂行に支 障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

ウ 非開示情報3について

(ア) 当審査会が見分したところ、非開示情報3のうち別表を除く部分は、世帯の訪問頻度に係る格付結果を記録した訪問格付、審査請求人に対して生活保護を実施する上での対応経過等を記録した情報であって、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の審査請求人に関する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容がありのままに記録されていた。

これらの情報は、審査請求人の認識に関わらず記録されたものであり、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(イ) これに対して、非開示情報3のうち、別表の①に示す部分には、実施事務に 係る客観的事実が記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の 評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人 に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれは認められない。

また、別表の②に示す部分に記録された情報は、実施機関が組織として決定 した審査請求人に対する指導、援助方針であり、審査請求人が生活保護を受け る中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がなされている情報であ ると認められる。したがって、審査請求人に開示したとしても審査請求人との 信頼関係が損なわれるとは認められない。

(ウ) よって、非開示情報3のうち、別表に示す情報は、これを審査請求人に開示

したとしても実施機関の主張する審査請求人との信頼関係が損なわれる等のお それは認められず、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じ るおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

エ 非開示情報4について

当審査会が見分したところ、非開示情報4は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で、関係者から収集した審査請求人に係る情報や審査請求人について必要に応じて関係者と調整した経過の記録であり、これらの情報は、審査請求人の評価、判定につながる情報であることが認められた。そうすると、被保護者である審査請求人には開示されない前提で関係者から情報提供等がなされたものであるとの実施機関の説明は首肯できる。

このような情報を開示すると、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれ、今 後生活保護事務を進める上で必要となる審査請求人に係る情報が得られなくなる おそれが認められる。

よって、非開示情報4を開示すると、審査請求人に係る生活保護事務の適正な 遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名		該当箇所
① 客観的事実		
開始記録票	2 調査の結果(9) 扶養義務者の状況 2	「補足説明事項」欄の11行目及び16 行目の全て
本件経過記録票等	59頁目 27.1.8等 記載の頁	16行目及び17行目の全て
	77頁目 27.7.21等 記載の頁	1 行目から 4 行目までの全て、6 行 目の全て、10行目の全て及び11行目 の1 文字目から 7 文字目まで
	81頁目 27.9.2等 記載の頁	11行目の全て
	119頁目 H30.10.3等 記載の頁	7行目の全て及び13行目の9文字目 から行末まで
	120頁目 H30.10.16等 記載の頁	24行目の全て
② 指導、援助方針		
本件経過記録票等	59頁目 27.1.8等 記載の頁	7行目から10行目までの全て
	73頁目 27.6.25等 記載の頁	16行目の全て及び17行目の1文字目 から14文字目まで並びに19行目及び 20行目の全て
	81頁目 27.9.2等 記載の頁	12行目の全て
	114頁目 H30.8.28等 記載の頁	9行目の12文字目から10行目行末まで
	115頁 H30. 9. 3等 記載の頁	25行目の11文字目から31文字目まで 及び26行目と27行目にまたがって記 載された1行の全て
	119頁目 H30.10.3等 記載の頁	4行目28文字目から6行目行末まで

(注意)

- 1 本件経過記録票等の特定年2月16日の記録から始まる頁を1頁目とする。
- 2 行数は、空白の行を含め、罫線で区切られた行数を数えるものとする。
- 3 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成31年4月5日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年5月9日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年5月21日	・審査請求人から意見書を受理
令和元年 5 月 2 3 日 (第247回第三部会) 令和元年 5 月 2 4 日 (第327回第一部会) 令和元年 5 月 3 1 日 (第359回第二部会)	・諮問の報告
令和3年4月22日 (第348回第一部会)	• 審議
令和3年5月25日 (第349回第一部会)	審議
令和3年6月22日 (第350回第一部会)	• 審議
令和3年7月27日 (第351回第一部会)	・審議
令和3年8月24日 (第352回第一部会)	• 審議
令和3年9月28日 (第353回第一部会)	• 審議
令和3年10月26日 (第354回第一部会)	• 審議